

## 東京家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和4年6月30日（木）午後3時から午後4時40分まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員（五十音順、敬称略）

犬伏由子、岡部英洋、沖山栄一、奥原玲子、栗原由美、斉藤明義、塩澤健一、芹澤眞澄、高岸聡子、田中千恵、中里智美、細矢郁、前田巖、松田崇裕、山口進、横山佳枝

### 第4 テーマ

「家事調停について」

### 第5 議事内容

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員紹介等（任命順）

田中千恵委員、塩澤健一委員、岡部英洋委員、高岸聡子委員

#### 3 テーマ説明等

- (1) 家事調停におけるウェブ会議の導入に関し、ウェブ会議のメリット、導入の背景、利用の課題、利用環境の各ポイントについて、家事部裁判官から説明を行った。
- (2) 家事部所属の職員により、ウェブ会議を利用した模擬調停のデモンストラーションを以下のとおり行った。

※ 調停委員の操作するパソコンの画面を大会議室内のスクリーンに映写して、出席した家裁委員にもパソコン画面を見てもらう形で実施した。

#### 【事案の概要】

離婚をめぐる調停で、申立人（妻）が相手方（夫）による暴力を受けていたことにより、第1回目の期日において申立人側から相手方と会うこと

を避けたいという意向が示され、取り乱す場面も見られたことから、ウェブ会議を利用することになったという事案。

模擬調停はその第2回目の期日において、申立人及び代理人が代理人事務所からウェブ会議に参加し、相手方は裁判所に出頭しているという設定で開始。

#### 【模擬調停の進行】

- ① 裁判所と申立人代理人事務所をウェブで接続し、調停委員が申立人側の話聞いたのち、ウェブ会議の接続を一旦切る。
- ② 調停委員が裁判所の待合室で待機していた相手方を調停室に呼んで話を聞いたのち、待合室に一旦戻ってもらう。
- ③ 再び裁判所と申立人代理人事務所とをウェブで接続し、申立人に同意を得たうえで、相手方を調停室に呼んで、次回期日を調整。

※ 模擬調停後、第1回目の期日からウェブ会議を利用した場合の身分確認の方法として、代理人事務所にいる申立人が自分の身分証明書をカメラに映し、調停委員が画面越しに身分確認をする場面のデモンストレーションを行った。

#### 4 質疑応答及び意見交換（○＝裁判所説明者、△＝委員の発言）

△ ウェブ会議を始める場面で、パソコンの画面上に東京家庭裁判所令和○年第何号と事件番号が表示されたが、これは必ず表示されるものなのか。

○ 複数の調停事件が係属している当事者や代理人もいるため、事件を混同しないように、どの事件のウェブ会議であるかをミーティングの名前として登録して明記する扱いとしている。

△ ウェブ会議を利用せず、当事者双方が裁判所に出頭して家事調停手続に臨む場合に、代理人も交えて当事者双方がテーブルを挟んで対峙することはないのか。

○ 双方が同時に調停室に入って調停委員が介在する形で話をするという同席

調停もないわけではないが、通常は、まずは申立人の話を聞いたうえで申立人には一旦退室してもらい、次に相手方に入室してもらって、申立人の話を要約したり表現をソフトにしたりして裁判所と調停委員から相手方に伝えるという手順を踏むことが多い。

○ 同席調停はうまくいく可能性も、逆に余計にこじれてしまう可能性もあるため、非常に神経を使いながら慎重に進めている。例えば、今日はこの点について話をするので、時間もこれぐらいにしてこの限度でやってみましょう、と設定して、調停委員が様子を見てうまくいったら次のステップへというように慎重に進めている。

△ 対面の場合と比較して、ウェブ会議で相手の心の奥まで見ることができるのか心配に思った。また、機械に弱い利用者もいると思うが、ウェブ会議中に接続が切れるなどの問題が起こったときはどのように対応しているのか教えてほしい。

○ 一点目の意思疎通の面については、電話会議に比べると、ウェブ会議は顔が見えるようになってかなり進歩した印象ではある。

しかし、当事者、裁判官、調停委員どの立場からしても、画面を通じてではなく、直接対面で話した方がやはりしっかり伝わる、理解できるという場面はあるし、当事者から直接話をしたいという要望が出ることもあって、そのような場合には、無理にウェブ会議で進めるのではなく、適切に選別して使い分けていくことになる。

例えば、解決に向けて裁判官が根拠を示しながら、熱意を持って直接話をするのがより当事者の方に理解いただけるというような場面では、やはり対面のほうが良いと思う。

ウェブ会議で進めるかどうか検討する際は、調停委員から当事者に説明したときの反応や、ウェブ会議のマニュアルにあたる書面を当事者に渡したときの反応を見て選別している。また、ウェブ会議に対してあまり自信がない

という申し出があれば、無理に進めることはしない扱いである。

二点目のウェブ会議中に接続が切れた場合には、その原因によっても対応は変わってくるが、どうしても再接続が難しい場合には、電話会議に切り替えているので、期日自体ができなくなるということはない。ウェブ会議で使用する調停室は電話会議も使用できる部屋となっている。

○ ウェブ会議に対する鋭い指摘をいただいたと思う。

一点目につき、たしかに、話を聞くにあたって空間を共有するのと画面越しとでは差はあるが、機材の性能も良くなっていることから、ワンテンポ会話が遅れてしまうということもなく、かなり対面の場合と近い状況になっている。

また、ウェブ会議を経験した調停委員からも、対面と同じような調停ができたという感想を聞いている。当事者からも、使用してみて良かった、また使用してみたい、という感想も出ている。

ウェブ会議を一度選択したからといって、手続きの最後までずっとウェブ会議を進めるという訳ではなく、場面ごとにウェブ会議と対面とを使い分けていければよいのではないかと考える。調停の初回期日は、調停委員と当事者との信頼関係を築くことが非常に重要となるため、ウェブ会議の使用には慎重になるかと思うが、当事者のニーズによっては、初回期日からウェブ会議を選択するなど柔軟に対応しているところである。

二点目の機材に関しては、通信環境が悪い場合には電話会議への切り替えを行っているところである。機材に関する他の懸案としては、通信料の負担について誤解が生じないようにする必要があるほか、スマートフォンで参加する当事者に対して、電話と併用する際に操作が難しい点もあるのでフォローしていく必要があると思われる。

△ デモンストレーションを見ていて、机上の書類等がカメラに映って画面越しの相手に見える点が気になった。対面の調停の場面でも、メモなど

は見えないように、非開示の書類がある場合には特に気を遣って隠すように配慮していると思うが、ウェブ会議の機材の性能も良くなっていることから、対面のときと同様、気を遣った方がいいのではないかと感じた。

○ 今回のデモンストレーションでは調停委員側のカメラの角度の調整を失念してしまっただが、実際にウェブ会議を実施する際には手元が映らないようにカメラの角度を調整してもらっている。

○ 初めてウェブ会議を担当する調停委員に対しては、カメラに手元が映らないように、また、広角カメラのため机の両端もよく映ることから、書類等はできるだけ机上の真ん中に置くように、書記官から注意喚起をしている。

さらに、先方と裁判所とで事前に接続テストを行う際に、裁判所側のカメラの映り方について確認するようにしている。

○ デモンストレーションの申立人代理人側のカメラについても、パソコン画面の角度を変えた際に、自分の手元の紙が映る角度になってしまったと思われる。

○ 特にDV事案の場合は、当事者から住所の非開示希望の申し出がなされていることが多いと思われるが、調停委員の側でも注意するのはもちろん、ウェブ会議を利用する当事者の側でも不用意に手元にものを置かないなどの注意も必要になるかと思う。

△ 家事調停のウェブ会議にはWebexを使用しているとのことであるが、民事事件のウェブ会議ではTeamsを使用していることとの違いについて教えてほしい。

○ 民事事件では裁判官が主に機器を操作して、原告、被告、裁判官が一つのチームとして、様々な画面を共有しながら争点整理をしたりファイルを共有したりする必要があるので、家事調停では主に調停委員に機器を操作してもらうため、ファイルや画面の共有をしないシンプルな操作のWebexで安全にスタートしようというものである。

△ デモンストレーションの期日調整をする場面で、画面越しではあるが相手方も同席する形で行っていたが、あえて同席の形にしたことには何か意図があるのか聞きたい。

また、ウェブ調停の試行が19庁に拡大される予定とのことであるが、これは遠方の支部を抱えている等ニーズの高さによって決まっているのか、それとも大規模庁から始めていくということなのか知りたい。

○ 対面だと同席させずに期日調整することが通常だと思うが、デモンストレーションの台本を作成するのにあたり、顔を合わせることや同じ建物の中にいることは耐えられないという当事者も、相手とは違う場所において直接危害を加えられることが想定されないウェブ会議であれば、負担感の比較的少ない期日調整の場面では同席もありうるかもしれない、ということでこのような流れにした次第である。

○ 試行拡大庁の決め方については、正確なところは定かではないが、各家裁の事件数及び全国的なバランス等を総合的に考慮して選定したと思われる。これからさらに拡大していくものと思われる。

○ 先行して試行しているのは、東京、大阪、福岡、名古屋の4庁で、東京高裁管内の試行拡大庁は、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡となっている。

△ 代理人は事務所から、当事者本人は自宅から、それぞれウェブ会議に参加することは可能か。代理人としては、どうしても当事者の都合がつかない場合や、テレワークしている方や、小さいお子さんを抱えている方も多いため、自宅から出席できると非常に助かると思った次第である。

○ 実例はまだあまり無いが、システム上は可能である。希望が出た場合には、事案に応じて対応することになると思われる。

○ 特にDV事案では、代理人事務所に待ち伏せされる危険性もあるため、事務所や自宅以外でウェブ会議ができる場所から出席したいというニーズにも

応えていかなければならないかと思う。

△ 三点伺いたい。一点目は、ウェブ会議を使用する事案の選別については、それぞれの家裁ごとでこれから変わっていくものなのか、それとも、試行の結果を共有しながらある程度の基準を作っていくことになるのか。

二点目は、デモンストレーションでは録音や録画をしていないことの確認を行っていたが、そういったことを防ぐ手立てとしてはどういうことが考えられるのか。

三点目は、相手方に居場所を知られないようにする方法として、家庭裁判所の方で確実に代理人事務所だということを確認したうえで、バーチャル背景をつける等のやり方はいり得るのか。

○ 一点目の選別の基準については、各庁それぞれでやっているところであって、今後どうしていくかを考え、変わっていく可能性があると思われる。また、何か月かに一度の打合せで、試行4庁の知見を共有したり意見交換をしたりしているところである。

二点目の録音・録画に関しては、調停委員から確認をして、当事者を信頼してウェブ会議に臨んでいる。現状では、特に録音・録画されたという事案は発生していない。

三点目のバーチャル背景については、その場に第三者がいまいかどうか等の面で不安があるため、使用は控えてもらっている。

○ 録音・録画については、ウェブ会議に参加する当事者に配布する注意書きに、ウェブ会議での禁止事項として、録音・録画をさせてはいけないこと、第三者を立ち会わせてはいけないこと等を記載し、仮に違反した場合には、調停委員会の判断で今後基本的にウェブ会議を使用しないこと、また、場合によっては法律上の責任を問われる可能性もあること等の警告も明記している。

○ 録音・録画について、少しでも怪しい動きがあればすぐにウェブ会議を中

止するよう調停委員にお願いをしている。

なお、試行については、いつまでと期間が決まっているわけではなく、実績を積んできちんと検証し、ニーズに応えながら安全にできるように積み重ねながら本格実施に移っていくと思う。

また、バーチャル背景については、代理人事務所に限って使用を認めてもいいのではないかという要望もいただいているところであるが、一方で、当事者本人の自宅で使用を認めると、第三者が隠れていてもわからないため、認められないということで、その不公平感のようなものをどうするか議論しているところである。

△ デモンストレーションでは、申立人が同席をしても良いとしたことで、画面上同席をしていたが、もし同席を拒否した場合には、調停室には入るがカメラには映らない形で進めるのか聞きたい。

また、本人確認として身分証を画面で確認していたが、代理人がついている場合でも一律にその手続をするのか、また、身分証を持参するようにどこまでお願いしているのかを聞きたい。

○ 一点目の質問については、声を聞くだけでも恐怖がよみがえるという当事者もいるため、反対当事者がカメラに映るかどうかという点だけでなくウェブ会議を繋いでいる部屋に反対当事者が入ることについて許容するかという意思確認をすることになる。したがって、どうしても気配すら耐えられないという場合には、期日調整の場面でも別々に候補日を伺って調整したうえで別々にお伝えする、という手順を踏んでいる。

○ 二点目の質問については、代理人がついている場合には信頼関係もあるので、必ずしも身分証を見せてもらうわけではないと思われる。また、第1回目の期日に当事者が裁判所に出頭している場合には、その際に身分確認をしているため、画面越しに身分証を確認するのはウェブ会議を第1回目の期日から利用する場合ということになる。



○ ウェブ会議で家事調停を行うことのメリットの補足として、3者以上を繋ぐことができるという点がある。遺産分割調停では相続人が多い場合など当事者が多数となることもある。その場合、電話会議ではトリオフォンという機器を使用して3者まで同時に会話できるが、ウェブ会議では3者以上の当事者を繋ぐことができるため大きなメリットがあると思われる。当庁の遺産分割調停においてもウェブ会議を利用しているところである。

△ ウェブ会議で家事調停を行うことのハードルが低く認知されている気がする。例えば、夏休み中の子どもを預けられる人がいない場合に、代理人事務所の隅のほうで子どもを遊ばせながらウェブ会議ができないかとか、代理人は裁判所に出頭するが当事者本人は仕事が忙しいということで勤務先からスマートフォンでウェブ会議に参加できないかとか、どちらも結果的にはウェブ会議の利用には至らなかったが、実際には随分代理人からウェブ会議利用の要望が出ているように思う。

確かに、調停が使いやすい制度であることはすごく良いことであるが、それだけに非公開性の担保が重要であるし、特に子供の将来が大きく左右される大事なことを決める手続であって、そこで決めた内容は判決と同じ効力を持つ、そういうものに参加しているという自覚を持ってもらう環境を、裁判所がしっかり確保することが必要かと思う。

○ 実際の調停でどうしても子供を裁判所にベビーカーで連れて来なければ出席できない当事者がいた場合に、調停委員と裁判官で評議をして、反対当事者の意見も聞いて、やむを得ず調停室で子供を同席させるということも年齢によってはあり得る。ただ、子供の年齢によって、子の福祉を害するような場面が調停の話の中で生ずることもあるので、慎重に判断しなければならないと思う。

なお、当事者が勤務先からウェブ会議で調停に出席したいという場合に、その勤務先に通信環境の整った個室があって、労働条件的にその時間調停に

出席するということについて勤務先の了解も得られるというのであればありうるし、当庁でも実績があるようである。ただし、やはり条件を満たしているかについては慎重に判断すべきだと思う。

また、裁判所に足を運んで調停委員の前で話をして、意思を疎通させてステップを踏んで解決を図るという調停の儀式性のようなところも非常に大事なところであって、毎回それが必要なのかということと、安心・安全な調停とのバランスを取っていくということも必要かと思う。

- 非公開性というのは調停の生命線である一方、利便性と相反する部分もあるので、慎重に見極めないといけないと思われる。
- △ 仕事を持っている当事者から、調停の期日が非常に入りづらいという話を聞くことが多い。非公開性の担保などの配慮をしつつ、ウェブ会議の利用を促進することで、調停の円滑な進行に資するのではないかと感じている。裁判所におかれてはぜひ前向きに利用を検討していただきたい。
- △ 今は書面の共有はできない仕様とのことであるが、例えばいろいろな証拠が提出されている事案で、ある証拠が話題になったときに各自どの証拠を見ているのか分からないときもある。そういうときに、画面を共有できると認識を共通にすることができるので大変ありがたい。
- 実際の調停でも、DV被害者の当事者は相手の気配を感じたくないという思いを抱えて、裁判所に行くこと自体を負担に感じている様子が見えるので、画面上には調停委員のみが映り、自身は信頼できる代理人と代理人事務所から参加できるというウェブ会議のやり方は、当事者の心理面の安定に繋がるのではないかと思う。
- 調停に立ち会っていて、調停を申し立てられた相手方は被害的に受け止める方もいると感じる。なぜ自分は出頭して、申立てをした本人は裁判所に来ないのか、と不満に思う方もいる。電話会議でも同様の不満を口にする当事者もいるため、そういう意味でウェブ会議でも不公平感が出る可能性はある

と思う。

一方で、話し合いが進まないことで調停が長引いて、当事者の心理的負担が増えていく面もあると思われるので、ウェブ会議の利用によって話し合いがスムーズに進んでいくことに納得を得られる面もあると思われる。

△ デモンストレーションでは代理人がついて事務所からウェブ会議に参加していたが、代理人なしで当事者本人が自宅から参加することも可能なのか。調停の儀式性という話もあったが、信頼性の担保として代理人がいることが条件なのか気になった。

○ ウェブ会議の利用にあたり、代理人がついていることは条件ではないが、ウェブ会議の利用が適切かどうかの見極めが必要かと思う。

○ 実績も結構あると思われる。ウェブ会議利用の申し出を受けて、利用に支障がない方、遵守事項を守っていただける方については、特に問題なく利用していただいている。

△ 代理人のみが出頭して当事者本人が出頭しない場合に、反対当事者が出頭しない当事者に対して非常に不満を持つことがある。ウェブ会議においても同じような不公平感や不満が出る可能性が高いと思われる。

ただ、小さい子供を抱えて家を空けられないとか、お迎えの時間があるとかいろいろな制約がある中で代理人に頼んでいるところもあるため、そういった不満に対しては、調停委員や裁判所から理解いただけるように説明してもらえると大変ありがたい。

## 5 次回テーマの選定

「東京家庭裁判所における改正少年法の施行・運用状況について」

## 6 閉会宣言

## 第6 次回日時

令和4年11月30日（水）午後3時と決定した。